## 地域医療対策協議会運営指針について(平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 15 号厚生労働省医政局長通知)別添「地域医療対策協議会運営指針」 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	現行
地域医療対策協議会運営指針	地域医療対策協議会運営指針
1. ~2. (略)	1. ~2. (略)
3. 地域医療対策協議会の協議内容	3. 地域医療対策協議会の協議内容
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)
(3) 医師の派遣に関する事項	(3) 医師の派遣に関する事項
ア~イ (略)	ア〜イ (略)
ウ 地域医療対策協議会において派遣調整を行う対象となる医師(以下	ウ 地域医療対策協議会において派遣調整を行う対象となる医師(以下
「協議対象医師」という。)は、地域枠 <u>等</u> 医師( <u>卒業後に一定の期間に</u>	「協議対象医師」という。)は、地域枠医師( <u>大学医学部において、卒</u>
わたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従	業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する意思を有するものと
事することを約して大学を卒業した医師)を中心とした、キャリア形成	<u>して選抜され、その旨の契約を都道府県等と締結</u> した医師)を中心とし
プログラムの適用を受ける医師が基本となる。	た、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となる。
エ~ク (略)	エ~ク (略)
(4) ~ (8) (略)	(4) ~ (8) (略)
4. (略)	4. (略)